

## 令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

この要領は、西都市が実施する「令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務委託」に係る契約予定者を選定するために行うプロポーザル審査について必要な事項を定めるものである。

### 1 選定方法

本プロポーザルでは、「令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、審査を行い、事業者の選定を行うものとする。

審査は、プレゼンテーション（システムデモを含む）及びヒアリングを行う。

### 2 審査

審査の対象となる者は、参加申込みをした者のうち、参加資格を有することが市から認められ、期限内に前述の提案書及び見積書を提出した者とする。

#### (1) 審査

##### ア 審査方法

審査対象となった事業者に対してプレゼンテーション（システムデモを含む）及びヒアリングを行い、その内容を審査する。各審査委員が評価基準に基づき採点し、審査委員全員の合計点が大きい順に事業者の順位付けを行う。その結果、第1位となった事業者を委託契約の優先交渉権者である契約予定者とし、次順位以降となった事業者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点が同点の場合は、審査員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い事業者が上位となる。これでも同点の場合は2位を獲得した数を比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

##### イ 審査内容

- ① 審査委員会において、プレゼンテーション（システムデモを含む）及び質疑応答により審査する。
- ② プレゼンテーション（システムデモを含む）の参加人数は5名以内とし、実際に業務を受注する際の実務担当者がプレゼンテーション（システムデモを含む）を主に行うこと。
- ③ 審査の順番は原則として提案書の受付順とする。

- ④ 実施時間は、一事業者につき 45 分以内（原則としてプレゼンテーション（システムデモを含む）30 分以内、質疑応答 15 分以内）とする。
  - ⑤ プレゼンテーション（システムデモを含む）は、提出した提案書をもとに行うこととし、追加提案の資料や追加資料の配付を認めない。ただし、これらを踏まえて、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。
  - ⑥ 審査は個別に行い、非公開とする。
- ウ 評価基準（別紙）事業者評価表のとおり

### 3 契約候補者の決定

- (1) 本市は、審査員の審査結果に基づき、契約予定者を決定する。契約締結に当たっては、契約予定者と提案内容について詳細に協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、契約を締結する。
- (2) 審査により選定した契約予定者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。